

第三次川越市総合計画

ひと、まち、未来、みんなであつくる いきいき川越

これからのまちづくりの指針となる第三次川越市総合計画が、ことし四月にスタートします。これから、第三次川越市総合計画の分野別概要についてシリーズでお伝えしていきます。

今回紹介するのは、「共通施策 協働によるまちづくりと健全で効率的な行政運営の推進」です。

市民参加と協働の推進

安心して子どもを生み育てるための身近な支援、環境美化や防災・防犯など、地域にはさまざまな課題があります。この課題を解決していくためには、行政だけの取り組みだけでは十分な成果を上げることはできません。市民・自治会・NPO・企業・大学などがそれぞれの能力



企業との協働で安全・安心なまちづくりを目指しています

や知識・経験を生かして課題の解決に取り組む「協働」の仕組みづくりが求められています。このため、協働の担い手同士が情報を交換し、相互に交流できる機会を確保するとともに、協力し合いながら事業を実施すること、「協働」によるまちづくりを目指します。

市民参加の仕組みづくりにおいても、市政への市民参加を進めるための条例の制定について検討していきます。

新たな行政運営システムの構築

戦後の復興を支えた、これまでの国と地方における行政制度は、人口構造の変化や急速な社会状況の変化により、十分に機能を果たすことが難しくなりました。

また、厳しい財政状況も背景にあることから、国では構造改革を通じて、小さくて効率的な政府の実現を目指しています。

本市も社会情勢に的確に対応し、効率的な行政サービスを提供するため、目標と成果に基づいて継続的な改革ができる行政運営システムを目指します。

合わせて、市民サービスのさらなる向上と経費削減を図るため、事務の外部委託化や指定管理者制度の導入などにより、民間の経営手法を効果的に活用していきます。

効率的な社会資本整備の推進

本市の人口が十万人以上急増した、昭和四十年代から同五十年代は、学校・公民館・道路・下水道などの社会資本を多く整備した時期でもあります。これから十年後、二十年後にかけては、これらの社会資本の多くが更新時期を迎えることとなります。

効率的な社会資本整備とあわせて更新に必要な経費の削減を図るため、社会資本に関する整

備更新計画を策定します。

財源の確保

本市で提供する行政サービスの多くは、市民の皆さんからの市税により賄われています。市の歳入の中心となる市税は、現在89パーセントの収入率となっていますが、この収入率を向上するため、収納窓口の開設時間の延長や休日における納税窓口の開設などの収納体制の充実に努めていきます。

電子市役所の推進

IT（情報通信技術）が急速に進歩し、行政サービスの提供においてもインターネットの活用が求められています。

自宅や会社から、インターネットを経由して申請や届け出ができる、電子申請システムを段階的に拡大します。

また、市民の皆さんに必要な情報を提供するため、ホームページの内容を充実させていきます。

す。

広域行政の推進

通勤・通学や日常生活などにおいて人々の行動範囲が拡大しその範囲も複数の自治体に広がっています。文化やスポーツなどにおけるこのような活動の広がりを支えていくため、「公共施設の相互利用」のさらなる充実に努めていきます。この公共施設の相互利用は、図書館・ホールなどの文化施設や体育館・プールなどの体育施設を、市民の皆さんが、その自治体に住むの皆さんと同じように利用できるものです。

また、本市と近隣の自治体の見どころや行事を紹介して、多くの観光客に訪れてもらう広域観光の充実にも努めていきます。

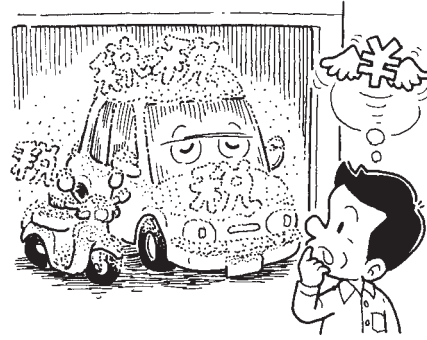
問い合わせ：政策企画課政策担当 当 内線2112



現在の市ホームページ

廃車の手続きはお早めに

軽自動車や二輪車などにかかる軽自動車税は、四月一日を基



準日として課税され、使用して
いなくても、登録されていると
税金がかかります。廃車（登録
を抹消）する場合は、基準日ま
でに手続きしてください。廃車
の手続きは、車種により以下の
とおり窓口が異なります。詳し
くは、各窓口にお尋ねください。

■原動機付自転車（二五cc以
下）・小型特殊自動車
持ち物：ナンバープレート・印
鑑・標識交付証明書

問い合わせ：市民税課税制担
当・TEL内線2342

■二輪の軽自動車（二五ccを
超え二五〇cc以下）・二輪の
小型自動車（二五〇ccを超え
る物）

問い合わせ：関東運輸局埼玉陸
運支所所沢自動車検査登録事
務所（所沢市牛沼六八八、
一）・TEL050・5540・
2029

■軽自動車（三輪・四輪）
問い合わせ：軽自動車検査協会
埼玉事務所所沢支所（三芳町
北永井三六〇・三）・TEL25
8・8011

事業所税の申告を忘れずに

事業所税とは、都市環境の整
備・改善に充てられる目的税で

の従業者数が百人を超える場合
に課税されます。

す。事業所などにおいて事業を
行う法人・個人で、市内の事業
所などの床面積が一平方メー
トルを超える場合、または市内

なお、床面積が八百平方メー
トルを超える場合、または従業
者数が八十人を超える場合は課
税されませんが、申告の義務が

生じます。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：市民税課税制担
当・TEL内線2342

地籍図（公図）の閲覧および発行方法が変更されます

現在、資産税課で取り扱う地籍図（公図）は、青焼きの図面を利用し、閲覧・発行を行って
います。四月一日(土)から、固定資産情報管理システムの導入により地籍図が電子化され、パソコン
を利用して閲覧・発行することになりました。

なお、土地および家屋の台帳閲覧については、これまでどおり冊子による閲覧になります。
問い合わせ：資産税課管理係・TEL内線2361

アスベストの除去には届け出が必要です

3月1日(水)から、建築物の解体や改装工事の際に吹き付け石綿（アスベスト）などの除去や、封じ込め
などの飛散防止対策を行う場合、その規模に関係なく、すべての作業において大気汚染防止法に基づく届
け出が義務付けられます。

また、届け出の対象となる建築材料も追加されました。該当する場合は届け出をお願いします。

対象の建築材料…①吹き付け石綿②石綿を含有する保温材③石綿を含有する断熱材④石綿を含有する耐火
被覆材

*②～④は新たに対象となる建築材料です。

対象作業…除去▶囲い込み▶封じ込め

届け出期間…工事を行う14日前まで

届け出者の義務…石綿の飛散防止対策の実施や作業内容の掲示など

詳しくは市のホームページをご覧ください。環境保全課にお尋ねください。

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

問い合わせ…環境保全課大気保全係・TEL内線2623